

規制影響分析評価書

規制の名称	農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大
担当部局	農村振興局地域振興課
評価実施時期	平成17年6月
規制の内容・目的	【内容】 農林漁業体験活動等のサービスを提供する農林漁業体験民宿業者の登録制度（ ）の登録対象範囲については、従来、当該サービスを提供する農林漁業者又はその組織する団体に限定されていたが、今回、これら以外の同様のサービスを提供する者まで拡大する。 登録を受けた者は、その宿泊施設の見やすい場所に、農林漁業体験民宿業者であることを示す一定様式の標識を掲示することができる。 【新設・改正の目的】 農林漁業者又はその組織する団体以外の者についても、農林漁業体験民宿業者の登録制度の登録対象とすることにより、農林漁業体験民宿業者の登録制度のより一層の活用を図り、農林漁業体験民宿を安心して利用できる環境の整備を図るものである。 【新設・改正の必要性】 近年、農林漁業者等が経営する民宿については、経営者の高齢化等により、農林漁業体験活動の提供サービスを自ら実施することが困難なケースが増えてきている一方、都市部から農村部に移り住んだ者が経営する民宿やNPO等が運営する宿泊施設については、周辺の農家や農協等と連携することにより、多彩な農林漁業体験活動のメニューを継続的に提供する事例が増えてきており、これらの者を登録対象とすることにより、農林漁業体験民宿業者の登録制度の活用とこれを通じた農林漁業体験民宿を安心して利用できる環境の整備を図る必要がある。 【根拠条文】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項
期待される効果	地域の農家や農協等と連携して農林漁業体験活動を提供しているNPO法人、第3セクター、一般の旅館・民宿等も登録対象となることから、相当数の農林漁業体験民宿業者が登録されることにより、農林漁業体験民宿を安心して利用できる環境の整備が進むこととなる。
	登録制度の登録対象者の範囲拡大に伴い、新規登録に当たっ

想定される負担	ては、現行の登録制度の対象者である農林漁業者等と同じく、登録免許税と登録手数料を納付する必要がある。
想定できる代替手段との比較考量	農林漁業体験民宿業者の登録制度を廃止した場合、現行の登録基準の水準に満たない不適切な営業事例の発生により、近年、漸く定着し始めた農林漁業体験民宿業への信頼が損われる恐れがあり、農山漁村滞在型余暇活動の推進に支障を及ぼすこととなる。このため、農林漁業体験民宿業を営む者については、登録制とすることが適当である。
備 考	
レビューを行う時期	平成 2 2 年度

規制影響分析評価書

規制の名称	農林漁業体験民宿業者の登録基準の追加
担当部局	農村振興局地域振興課
評価実施時期	平成 17 年 6 月
規制の内容・目的	【内容】 農林漁業体験民宿業者の登録基準に、体験活動中の利用者の事故に備えた保険に関する事項を追加する。 (参考) < 現行基準 > ・ 提供する体験活動等に係る役務の内容 ・ 地域の農林漁業との調和の確保 【新設・改正の目的】 登録基準に農林漁業体験活動の利用者の保険に関する事項を追加することにより、農林漁業体験民宿を安全かつ安心して利用できるよう、環境の整備を図るものである。 【新設・改正の必要性】 近年は、屋外活動時の事故に備え、保険に加入することが一般的になっており、また、旅行業者が宿泊滞在先を選定する際にも、宿泊業者の保険加入が必須条件となっている実態が見られる。 このような中、農林漁業体験活動は、農業機械や刃物等を利用する機会が多く、一定の危険を伴うことから、現行の登録基準（ 適正営業規程にて規程 ）においても、「利用者の事故に係る費用支払い、損害賠償のための適宜保険契約又は共済契約を締結する等措置する」と定められている。このように、利用者の事故等に備えた保険加入等の措置は、現状でも、事業者として最低限満たすべき規準となっていることから、今回、その重要性を踏まえ、法律上明記するものである。 全国農林漁業体験民宿業協会が農林水産大臣認可の下に策定する農林漁業体験民宿業の営業方法等を定めた規程 (参考) ○ 登録農林漁業体験民宿業者アンケート（504 軒中 340 軒回答） 体験活動等の事故に備え、保険に加入することが必要だと思いますか。〔（財）都市農山漁村交流活性化推進機構調べ（16 年 10 月）〕 ・ 必要 63 % ・ どちらかといえば必要 26 % ・ 必要と思わない 5 % ○ 登録農林漁業体験民宿業者の保険加入率 52%（平成 16 年）

	【根拠条文】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 4 6 号）第 1 6 条第 2 項
期待される効果	利用者の安全性が確保された上で農林漁業体験活動に関するサービスが提供され、安心して利用できる環境が整備されることとなる。
想定される負担	○ 法律遵守に伴う負担 保険料については、通常、民宿業者が保険会社に定期的に支払っているが、利用者 1 人あたりに換算すれば数百円程度の負担となる。
想定できる代替手段との比較考量	現在の農山漁村滞在型余暇活動を取りまく状況を踏まえれば、保険加入の措置がないまま利用者に事故が生じた場合、農林漁業体験民宿業者と利用者の双方に金銭的・精神的・時間的損失が伴うことが想定され、農林漁業体験民宿業のみならず、農林漁業体験活動自体に対する信頼の喪失にも繋がりがかねない。 このため、農林漁業体験民宿業の健全な発展に当たっては、保険に関する事項を適正営業規程にとどめることなく、法定化することが適当である。
備 考	類似の例として、遊漁船業の適正化に関する法律第 4 条第 1 項第 6 号において、登録遊漁船業者は、利用者の事故に備えた保険加入に関して、同様の措置を講ずべきことが規定されている。
レビューを行う時期	平成 2 2 年度

規制影響分析評価書

規制の名称	登録実施機関の要件緩和（指定制度から登録制度への移行）
担当部局	農村振興局地域振興課
評価実施時期	平成１７年６月
規制の内容・目的	【内容】 農山漁村滞在型余暇活動促進法における農林漁業体験民宿業者の登録を受け付ける登録実施機関について、国が全国で一つの公益法人を指定する制度から、法律で定める基準を満たす者であれば登録実施機関となることができる制度とする。 【新設・改正の目的】 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成１４年３月２９日閣議決定）において、「当該登録制度における国の役割を明確にしつつ、その限定を図るため、登録の実施主体の見直しに併せ、平成１７年度までに登録機関の国による指定制度を廃止する。」とされたことを受け、同法の登録制度について公益法人改革を推進する。 【新設・改正の必要性】 政府として公益法人改革の推進が求められる中で、同法に基づく登録実施機関についても、平成１７年度までに、国による指定制度から法律で定める基準を満たす者であれば登録実施機関となれる制度への移行が求められているため。 【根拠条文】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第４６号）第２０条第１項
期待される効果	登録制度への移行に伴い、登録実施機関が複数化することが想定され、これまで以上に、地域に密着した農林漁業体験民宿の情報提供が行われる。また、農林漁業体験民宿業者にとっては、登録実施機関を選択する際の裁量の幅が広がる。 さらに、登録実施機関の国への登録基準を法律に明記し、登録実施機関が農林漁業体験民宿業者の登録実施事務に関する規程を整備することにより、登録審査の客観性が確保され、農林漁業体験民宿業者の登録手数料の設定等、より自主的・自立的に登録業務を実施することが可能となる。
想定される負担	- 登録に伴う負担 登録実施機関に登録免許税の負担が生じる。 - 行政の負担 登録基準への適合命令、業務改善命令等の登録実施機関に対する事後監視に係る負担が生じる。
想定できる代替手段との比較考量	登録制度を設けず、農林漁業体験民宿業の普及・促進を民間機関の自由裁量に委ねると、不適切な事例の発生により、近年、漸く定着し始めた農林漁業体験民宿業への信頼が損われる恐れ

	があり、農山漁村滞在型余暇活動の推進に支障を及ぼすこととなる。このため、一定の登録基準を満たした登録実施機関が民間機関として登録業務を行う仕組みとすることが適当である。
備 考	
レビューを行う時期	平成 2 2 年度